

原 発 本 第 104 号
平 成 30 年 6 月 26 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役社
瓜 生 道 申

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る優先審査について

当社は、平成 23 年 1 月 12 日に川内原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請が重複することになりますが、当社としましては、改正された設置許可基準規則に適合させることにより信頼性向上を図ることが必要と考えておりますので、後申請案件を既申請案件より優先して審査していただきますようお願いいたします。

なお、既申請案件につきましては、後申請案件の許可後、新規基準を踏まえた補正を実施した上で、審査していただきたいと考えています。

【既申請案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉施設の増設)
2. 申請日：平成 23 年 1 月 12 日（原発本第 223 号）
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉を増設する。
 - (2) 発電所敷地を変更する。
 - (3) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (4) 液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の一部を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (5) 1号炉及び2号炉の受電系統を変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成 30 年 6 月 26 日（原発本第 103 号）
3. 変更の理由：

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、以下のとおり変更する。

 - (1) 1号炉及び2号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
 - (2) 1号炉及び2号炉における「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

以 上